

第一三共グループ
サステナビリティ経営ポリシー

第一三共株式会社

目次

- 第1条 目的
- 第2条 適用範囲
- 第3条 定義
- 第4条 サステナビリティ経営推進体制
- 第5条 サステナビリティ コミッティ
- 第6条 Global Corporate Strategy Sustainability の役割

付則

- 第1条 主管部所
- 第2条 規程の種類
- 第3条 施行期日

第1条 目的

- 1.1 この規程は、当社グループにおけるサステナビリティ経営についての基本事項を定め、すべての事業活動においてサステナビリティを推進することを目的とする。

第2条 適用範囲

- 2.1 この規程の適用範囲は、第一三共株式会社および第一三共グループグループ会社管理規程に定義されるグループ会社とする。

第3条 定義

- 3.1 この規程における「サステナビリティ経営」とは、サステナビリティ課題を経営戦略に反映させることで、財務的価値と非財務的価値の双方を高める、長期目線に立った経営と定義する。サステナビリティ経営は、社会課題や社会環境等の外部環境の変化を的確に把握し、事業と一体的に社会課題解決に取り組み、企業価値向上を図るとともに、持続的な社会の実現に貢献することを目的とする。
- 3.2 この規程における「サステナビリティ課題」とは、企業が持続可能な発展を目指す際に考慮すべき環境における課題（気候変動対策、生物多様性等）、社会における課題（労働安全衛生、多様性の尊重、人権、医療アクセス等）、ガバナンスにおける課題（企業倫理、責任ある調達、リスクマネジメント、情報開示等）を意味する。

第4条 サステナビリティ経営推進体制

- 4.1 Head of Global Corporate Strategy は、CEO の指示に基づき、主要なサステナビリティ課題として、人権、Environment, Health and Safety（以下 EHS）、非財務情報開示、社会貢献に関するグローバル推進体制を構築する。グローバル推進体制を担う各組織（各事業ユニット、機能ユニット、グローバルコーポレート機能、CEO 直轄機能を指す。以下同じ）においては、Head of Global Sustainability からの依頼に基づき、サステナビリティ推進責任者を設置する。なお、サステナビリティ推進責任者はグローバル推進体制を担う各組織長が指名することとする。また、Head of Global Corporate Strategy はサステナビリティ コミッティでの審議事項を EMC に上申・報告する。
- 4.2 Head of Global Sustainability は、人権、EHS、非財務情報開示、社会貢献に関するグローバル推進体制を運営し、各組織・各地域におけるサステナビリティ施策を全社戦略に統合させる。また、全社戦略・方針、

年度・半期毎の計画・実績をとりまとめ、サステナビリティコミッティに上申・報告する。

- 4.3 各組織長は、サステナビリティ経営戦略・方針に基づき、自組織のサステナビリティ推進計画を立案し、実施するとともに、四半期毎あるいは半期毎に Head of Global Sustainability に報告する。また、自組織におけるサステナビリティ経営実践の責務を担う。
- 4.4 本規程以外の規程等に基づき、この規程の主管部所以外の組織・部所等が主管するサステナビリティ課題に対する推進体制については、本規程の適用対象外とする。

第5条 サステナビリティ コミッティ

- 5.1 CEO は経営会議（EMC）の諮問機関として、サステナビリティ コミッティを設置する。
- 5.2 サステナビリティ コミッティの構成は次の通りとする。
 - (1)委員長：Head of Global Corporate Strategy
 - (2)委員：委員長が指名した者
 - (3)事務局：Global Corporate Strategy Sustainability
- 5.3 サステナビリティ コミッティは、主要なサステナビリティ課題として、人権、EHS、非財務情報開示、社会貢献に関する次の事項（サステナビリティ経営戦略・方針）を審議し、報告を受ける。
 - (1)基本方針、全社戦略
 - (2)中期計画、予算配分、KPI 設定
 - (3)年度計画、実績報告
 - (4)重要課題への取組み状況および施策の報告
 - (5)その他の重要事項
- 5.4 サステナビリティ コミッティは、原則年2回以上の開催とし、その他委員長が必要に応じ、随時招集することができる。
- 5.5 委員長は、必要に応じて委員以外の者（社外有識者含む）にサステナビリティ コミッティへの出席を求めることができる。
- 5.6 議事については議事録を作成し、事務局は適切な方法により関係者へ通知する。

第6条 Global Corporate Strategy Sustainability の役割

- 6.1 Global Corporate Strategy Sustainability は、以下の事項に対する業務について、グローバルに推進する役割を担う。
 - (1)サステナビリティ経営の推進および経営戦略への統合に関する事項

(2) サステナビリティ経営目標の設定・管理、ならびに情報開示に関する事項

(3) ステークホルダーダイアログに関する事項

(4) 医療アクセスの改善に関する事項

(5) 社会貢献および寄付拠出に関する事項

(6) 人権に関する事項

(7) 環境経営に関する事項

(8) EHS マネジメントシステムの推進に関する事項

6.2 Global Corporate Strategy Sustainability は第一三共グループを取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を促進し、第一三共グループへの期待・要請をサステナビリティ経営に反映する。

6.3 Global Corporate Strategy Sustainability は各種 ESG 評価機関への対応を通じて、自社のサステナビリティ課題への取り組みおよび情報開示の推進を図るとともに、企業の信頼性を確保する。また、各種 ESG 評価の結果やベストプラクティスを各組織に共有し、新たなサステナビリティ施策の導入促進を主導する。

付則

第1条 主管部所

1.1 この規程の主管部所は Global Corporate Strategy Sustainability とする。

第2条 規程の種類

2.1 この規程の種類はグローバル・ポリシーとする。

第3条 施行期日

3.1 この規程は 2025 年 4 月 1 日から施行する。